

出生届を出された方へ （各種手当・助成のご案内）

	名 称	内 容	必要書類	その他								
1	児童手当 （公務員の方は勤務先へ申請してください。）	0歳から高校生年代までの児童を養育している方（父母等）へ、請求月の翌月分から支給します。 <table><tr><td>児童の年齢</td><td>手当額（児童1人当たり月額）</td></tr><tr><td>3歳未満</td><td>15,000円 （第3子以降は30,000円）</td></tr><tr><td>3歳以上 高校生年代 まで</td><td>10,000円 （第3子以降は30,000円）</td></tr></table>	児童の年齢	手当額（児童1人当たり月額）	3歳未満	15,000円 （第3子以降は30,000円）	3歳以上 高校生年代 まで	10,000円 （第3子以降は30,000円）	【一人目の出生時】 ① 父母両方のマイナンバーカード （または個人番号記載の住民票） ② 受給者※（父または母）名義の通帳等 ③（児童が別居の場合は）児童の個人番号	※父母のうち、原則として所得の高い方が受給者となります。 出生から15日以内に申請してください。 【2人目以降の出生時】 すでに児童手当を受給されている方に新たにお子様が生まれた時は「額改定請求書」の提出が必要です。		
児童の年齢	手当額（児童1人当たり月額）											
3歳未満	15,000円 （第3子以降は30,000円）											
3歳以上 高校生年代 まで	10,000円 （第3子以降は30,000円）											
2	乳幼児医療費助成	医療機関等へかかった際の医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。	（ お子様の）健康保険情報の確認できる書類 （資格確認書等）	申請後に交付する「乳幼児医療費受給者証」を医療機関の窓口へ提示することで助成が受けられます。（高知県内の医療機関） 県外の医療機関を受診した場合は、役場窓口で払戻の申請ができます。（領収書必要）								
3	田野町若者たの暮らし生活応援金〈出産祝金〉	<table><tr><td colspan="2">支給額</td></tr><tr><td>第1子目</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>第2子目</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>第3子目以降</td><td>500,000円</td></tr></table>	支給額		第1子目	100,000円	第2子目	100,000円	第3子目以降	500,000円	① 戸籍謄本 田野町に本籍のある方は省略できる場合があります。 ② 申請者名義の通帳等	※支給対象となるには要件については、窓口にてご案内します。
支給額												
第1子目	100,000円											
第2子目	100,000円											
第3子目以降	500,000円											
4	田野町若者たの暮らし生活応援金〈育児奨励金〉 ※ 第3子以降のみ	出生の翌月から義務教育終了年度の3月まで支給します。 〈支給額〉月額10,000円 毎年9月、3月に支給										
5	（妊婦支援給付金）			（妊娠8か月頃の保健師の訪問時に手続きについてご案内）								